

## 第 372 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 372 回三木市議会定例会（令和 4 年 9 月 1 日開会）に提出する議案 16 件（条例関係 5 件、補正予算関係 4 件、決算の認定関係 7 件）の概要は次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 44 号議案 三木市太陽光発電施設の設置に関する条例の制定について (建築住宅課)

##### ア 制定理由

市内の太陽光発電施設の設置が、災害並びに公害の防止及び景観並びに生活環境の保全に配慮しながら適正に行われるよう必要な事項を定め、地域社会との調和を図るため三木市太陽光発電施設の設置に関する条例を制定する。

##### イ 制定内容

##### (ア) 適用範囲

太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）に基づく県への届出対象とならない太陽光発電施設のうち、発電出力 50 キロワット以上、5,000 m<sup>2</sup>未満の太陽光発電施設（以下「太陽光施設」という。）について適用する。

##### (イ) 市、設置者等の責務

条例の目的が達成されるよう、市、設置者及び管理者等について、それぞれの責務を定める。

- a 市は施設基準が遵守され、条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。
- b 設置者等は、周辺地域等の景観及び生活環境に配慮し、近隣関係者との良好な関係の構築に努める。

##### (ロ) 禁止区域及び施設基準

太陽光施設について禁止区域及び施設基準を設ける。

- a 砂防法等の法律で規定された、災害の防止及び環境の保全が必要な区域を事業の禁止区域とする。
- b 太陽光施設に対して、公害の防止及び景観並びに生活環境の保全を目的に施設基準を設ける。

##### (ハ) 設置工事等の手続き

設置(変更)工事、設置(変更)工事の完了、廃止に係る手続きを定める。

- a 近隣関係者への説明
- b 市長との協議

- c 設置（変更）工事の着手の 30 日前までに事業計画を市へ届出
- d 設置（変更）工事の完了届
- e 廃止届
- (オ) その他

この条例の施行に関し必要があるときは、市長が設置者等に対し、指導又は助言を行い、指導に従わない場合等に行う措置について定める。

ウ 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

エ 経過措置

- (ア) 施行日の前日までに設置された太陽光施設への適用

条例の施行日の前日までに設置された太陽光施設は、維持管理並びに廃止に関する規定及び行政指導（報告、指導・助言、勧告・公表）に関する規定について適用する。

- (イ) 施行日以後に増設された太陽光施設への適用

条例の施行日以後に事業計画の変更により増設する場合については、増設される部分のみに対して禁止区域や施設基準を適用する。

**(2) 第 45 号議案 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について（総務課）**

ア 改正理由

令和 3 年 8 月 10 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進を更に進めるための方策の一つとして、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が明らかにされている。

この措置のうち、育児参加休暇に係る人事院規則の改正に準じて、職員の勤務時間等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

育児参加休暇（男性職員のための休暇で、配偶者が出産する際に、小学校就学前の子の養育のために取得する 5 日以内の休暇）の対象期間を子が 1 歳に達する日（現行：産後 8 週間を経過する日）までに拡大する。

ウ 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日

**(3) 第46号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について（総務課）**

ア 改正理由

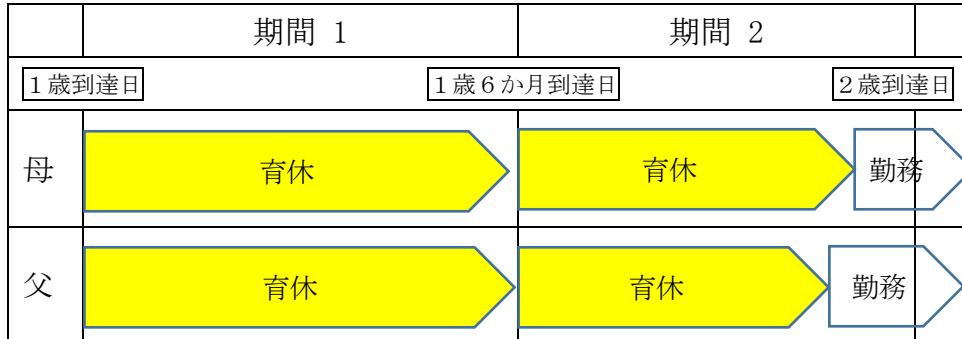
前記(2)アにおける「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うための「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第35号）の施行及び人事院規則改正（令和4年6月17日改正）に基づき、職員の育児休業等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」の規定を整備
  - a 育児休業終了後3か月を経過したことにより再度取得できる規定を削除（法律改正により、3か月を経過しなくても育児休業を2回取得することが可能となったため）
  - b 任期を定めて採用された職員が任期を更新されたときに再度の取得ができる対象職員を、任期付職員や臨時的任用職員にも拡大（現行：非常勤職員に限る。）
- (イ) 非常勤職員の「子の出生後8週間以内の育児休業」の取得要件の緩和  
子の出生後8週間以内に育児休業をする場合の任期に関する要件を「子の出生日から起算して8週間と6月（約8か月）を経過する日まで」に緩和する。（現行：子が1歳6か月に達する日まで。）
- (ロ) 非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化  
「1歳以降2歳までの子の育児休業」をする場合に、夫婦が交替で取得するための規定を整備する。

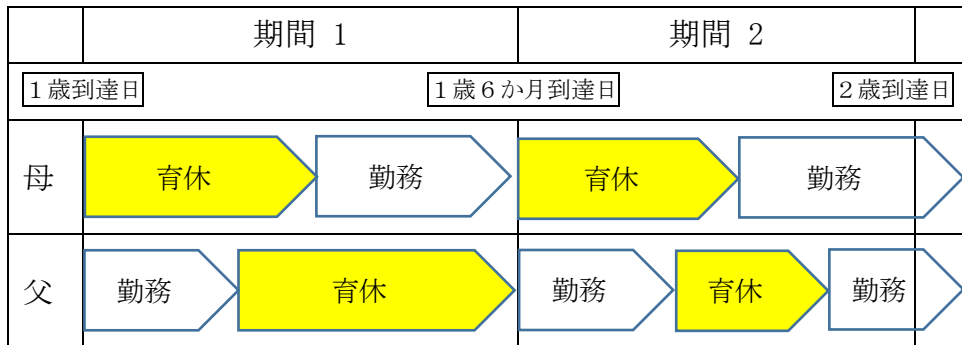
**【現行】**

開始時期が1歳又は1歳6か月時点に限られるため、期間中の途中交替ができない（父と母が逆になることは可能）



**【改正後】**

開始時点を柔軟化することで、夫婦が育児休業を途中交代できる（父と母が逆になることも可能）



ウ 施行期日

令和4年10月1日

**(4) 第47号議案 三木市税条例及び三木市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について（税務課）**

ア 改正理由

地方税法等の改正に伴い、三木市税条例及び三木市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 個人住民税関係

a 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用対象となる居住年及び期限を次のとおり改める。

	現行※	改正後
居住年	令和3年末まで	令和7年末まで
適用対象の個人住民税	令和15年度分	令和20年度分

※ 令和15年度分の個人住民税まで適用対象となるのは、令和2年中に居住した者で、13年の控除期間が適用される場合

b 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

個人住民税について、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税における課税方式と一致させる措置を講ずる。

c 合計所得金額に係る規定の整備

給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に退職手当等を有する配偶者及び扶養親族の氏名等の記載事項を追加する。

ウ 施行期日

(ア) イ(ア) a、c 令和5年1月1日

(イ) イ(ア) b 令和6年1月1日

**(5) 第48号議案 三木市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(都市政策課)**

ア 改正理由

令和4年度中にリニューアル工事を行う三木スケートボードパークについて、令和5年度から有料公園施設に追加し、使用料を徴収するため、三木市都市公園条例を改正する。

イ 改正内容

(ア) 有料公園施設としてスケートボードパークを加える。

(イ) スケートボードパークの供用日及び供用時間を加える。

施設の名称	供用日	供用時間	
		区分	時間
三木スケートボードパーク ただし、木曜日は休場日とする。 スケートボード場	1月5日から12月27日まで	1月5日から	午前8時30分から
		3月31日まで	午後4時30分まで
		4月1日から	午前8時30分から
		9月30日まで	午後6時30分まで
		10月1日から	午前8時30分から
		12月27日まで	午後4時30分まで

(ウ) スケートボードパークの使用料を加える。

施設の名称	単位	金額	摘要
三木スケートボードパーク スケートボード場	1人1年につき	2,000円	1年とは、使用料を支払った日から1年を経過する日までの期間をいう。

ウ 施行期日

令和5年4月1日

**2 補正予算関係 【別添「令和4年度9月補正予算（案）の概要」参照】**

- (1) 第49号議案 令和4年度三木市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 第50号議案 令和4年度三木市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- (3) 第51号議案 令和4年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 第52号議案 令和4年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）

**3 決算の認定関係 【別添「令和3年度決算見込の概要」参照】**

- (1) 第53号議案 令和3年度三木市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 第54号議案 令和3年度三木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 第55号議案 令和3年度三木市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 第56号議案 令和3年度三木市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 第57号議案 令和3年度三木市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 第58号議案 令和3年度三木市水道事業会計決算の認定について
- (7) 第59号議案 令和3年度三木市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について